

消費生活センターにご相談ください

消費豆知識 98

災害に便乗した悪質な修理業者に注意

事例 訪問したリフォーム業者に「台風で屋根瓦が浮いているようだ」と言われ、屋根を見てもらったところ、写真を見せられ屋根の修理を勧められた。「火災保険が下りれば実費負担なく工事ができる。保険の申請は無料で代行する」と言われ、申込書にサインした。その後、知り合いの業者に写真を見せたら修理の必要はないと言われた。申込書をよく見たら「保険適用前にキャンセルすると10万円の手数料がかかる」と書かれている。手数料の話は聞いていないし、不審なので申し込みをやめた。

・自然災害による住宅修理について、保険金を使えると勧誘されても損害保険金を実際にいくら支払われるのか、そもそも保険金が支払われるかどうか分かりません。まずは、自身が加入している保険会社や代理店に確認しましょう。

・住宅修理とは別に、保険金を請求する手続きをサポートするという契約をさせられ、その手数料を請求される場合がありますが、保険金の手続きの手数は損害保険の補償対象とはなりません。

・「自己負担はない」と住宅修理を勧誘されてもその場ですぐに契約せず、修理の必要性や契約内容を十分確認し、家族や周りの人にも相談しましょう。

▼相談日時＝月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～正午、午後1時～4時

▼相談場所＝上三川町消費生活センター

(役場1階 地域生活課内)

▼相談専用電話番号＝☎(66)91533

まずは、お電話を。消費者ホットライン
1888でもつながります。



かみのかわ平成史 第20回 平成20年(2008)

今号は平成20年の出来事を紹介します。この年は中国で北京五輪が開催されたほか、アメリカではバラク・オバマ氏が合衆国大統領へ就任しました。国内では突然の大雨を指す「ゲリラ豪雨」が流行語となりました。

町内では、3月から巡回バスの運行が始まりました。高齢者の通院と買い物移動手段確保や公共施設の利用促進を目的として、町内を本郷・上三川・明治北・明治南の4地区に分けて運行しました。運行開始式には、第1便に乗車しようと多くの人たちが集まりました。町民の足として活躍が期待された巡回バスですが、利用者が少なく収益性が著しく低いことを理由に平成25年からはデマンド交通「かみたん号」の運行へ移行し、廃止となりました。

6月、町民の健康増進、憩いの場として上三川いきいきプラザがオープンしました。オーブニングセレモニーでは、明治中学校吹奏楽部の演奏やマシンスタジオ体験のほか、水泳選手の岩崎恭子さんによるスペシャルレッスンやサイン会が行われました。セレモニーには約2,500名の方が集まり、大いに盛り上がりました。

8月、75,000本のひまわりが咲き誇る第1回サンフラワー祭りが開催されました。今では町の夏の風物詩となつていますが、残念ながら新型コロナウイルスの影響により昨年を引き続き今年も中止となつてしまいました。

来年こそは夏空の下で咲き誇るひまわりをみんなで眺めたいですね。



巡回バス運行開始式の様子

▼問い合わせ先＝生涯学習課 生涯学習係 ☎(66)9159